

渡邊利三国際奨学基金

2022年度 第2回 募集要項

応募締切 2022年2月17日（金）17時



公益財団法人 パブリックリソース財団
Public Resources Foundation

1. 本基金の概要

渡邊利三国際奨学基金は、難民の背景を持つ若者で日本において高等教育を受ける機会を支援するため、渡邊利三氏の寄付をもとに、公益財団法人パブリックリソース財団内に設立されたものです。

本基金は、難民となる困難な経験を経ても、学びを続け、将来社会に貢献しようと努力する若者達の支援を目的にしています。その中でも特に、従来日本で奨学金応募の機会が限られていた、期間限定の在留資格の人々を対象にしており、進学と就職を経て、将来安心して日本社会で暮らし、活躍できるよう支援します。

2. 応募資格

次の各項のすべてに該当する人。

- ◇ 難民の背景を持っている人で、定住の在留資格を持っておらず、留学、特定活動、技術・人文知識・国際業務等の在留資格で日本に暮らしている人。

(以下のいずれかに該当する人)

- ・外国政府または日本国外の UNHCR によって、難民として認定されるか、国際保護 の対象となっていた人
- ・補完的受け入れプログラムを通じて日本に受け入れられた人
- ・紛争や政変等で祖国への帰国が困難となっている人
- ◇ 外国もしくは日本において学校教育における 12 年の課程を修了した人
- ◇ 現在、日本の大学、専門学校、大学院等の高等教育機関に在学中の人
- ◇ 経済的な理由等によって日本で高等教育への修学が困難な人
- ◇ 本奨学金の奨学生採用の前後を問わず、大学または大学院に合格した者
- ◇ **2022 年度 初回の渡邊利三国際奨学基金の奨学生として選ばれた者**

3. 募集人数

- ◇ 最大 5 名

4. 奨学金給付内容

■ 学費・研究活動費

◇ 最大 55 万円（2023 年度の学費、交通費、研究活動に必要な費用等の一部として）

※応募時点の経済状況や他の奨学金等の受給状況を考慮の上、支給額を決定します。

※給付型奨学金のため返済は不要。

※他の奨学金との併用：併用可。また、他の奨学金等の獲得の努力を奨励、評価します。

(3) 給付期間

◇ 2023 年度（2023 年 4 月～2024 年 3 月）

(4) 給付方法

◇ 決定した給付金額に応じて、奨学生本人に直接支給します。

5. 審査項目

◇ 大学等の高等教育機関での学習・研究に必要な学力、語学力を持っており、その後も向上させて 4 年間（大学院の場合は所定の年数）での卒業が見込まれること

◇ 学業に取り組む強い意志と、明確な専攻希望分野を持っていること

◇ 将来について意欲的かつ実現可能な目標と社会への貢献・奉仕の精神を持っていること

◇ 経済面、在留資格、家族状況等の面でより脆弱な状況に置かれている者（以上により、大学学部進学希望者を、大学院進学希望者より優先する）

◇ 2022 年度の在学中に真面目に勉学に励み、一定の成績をおさめていること

◇ 2023 年度の学習や研究活動計画を立てられていること

6. 応募方法

所定の応募用紙に記入の上、提出書類とともにメール添付（watanabe-scholarship@public.or.jp）にて提出すること

1)～4) は必須提出書類、5) は任意提出書類となります。

1) 応募用紙 ★必須★

「渡邊利三国際奨学基金」サイト／ <https://www.public.or.jp/project/f0167>
より所定の応募用紙をダウンロードし、記入済のデータをメール添付（watanabe-scholarship@public.or.jp）にて提出してください。

2) 難民の背景を持つことを証明・説明する書類（国外での難民・国際保護等認定証明書、補完的受け入れプログラム支援対象者証明書類、支援団体による事情説明書類など）★必須★

3) 2022年度の成績表の写し★必須★

4) 家計が困難な経済的状況であることを説明する書類（源泉徴収票・給与明細など）
★必須★

5) その他参考となる書類（任意）

※応募書類は、奨学生採用となった場合には追って、原本を提出してもらいます。

※また応募書類は原則返却いたしません。

※財団の個人情報保護規定／ <https://www.info.public.or.jp/privacy-policy>
に基づき適切に管理・処分します。

7. 募集スケジュール（予定）

◇ 応募受付期間：2022年1月25日（水）-2月17日（金）17時締切

※お問い合わせは、2月17日10時までメールにて受け付けます。

◇ 書類審査のみ

◇ 最終決定通知：2022年2月下旬～3月上旬

◇ 奨学金給付時期：2022年4月以降

8. 選考

- ◇ 当財団の選考委員会による書類審査にて決定致します。
- ◇ 最終決定通知は、応募時に登録頂いたメールアドレス宛にご連絡致します。

9. 奨学金受給資格の喪失及び停止要件

- ◇ 当財団への提出書類に虚偽が発見されたとき
- ◇ 転学、退学、または停学処分を受けたとき
- ◇ 留年、休学及び長期欠席をするとき（但し、病気や事故などのやむを得ぬ事情
は考慮します）
- ◇ 成業の見込みがないと判断されたとき
- ◇ 奨学金の受給事由がなくなったとき
- ◇ その他、当財団が奨学金受給者として不適当な事実を認めたとき
- ◇ 当財団の定める義務を怠ったとき

10. 奨学生の義務

- ◇ 留年、退学、休学、停学したとき、氏名、住所、連絡先、その他重要事項に変更があったとき、身分及び奨学金受給を辞退する事由が発生したときには速やかに通知すること
- ◇ 連絡がとれる電話番号、メールアドレスを届け出ること
- ◇ 各学期の学業成績の写しを提出すること
- ◇ 2023年度の学費等の支払い証書の写しを提出すること
- ◇ 2024年3月に財団からの指示に基づき、2023年度の活動報告と今回給付した奨学金の収支報告を提出すること
- ◇ 財団から要請のある奨学生の研修や交流会に参加すること
- ◇ 難民等の高等教育や日本への受け入れに関する啓発の活動（学校等での講演、インタビュー、メディア取材等に協力すること（ただし公開する個人情報の範囲は、奨学生の意思によって決められる）

1 1. 本基金に関する問い合わせ先・応募書類の提出先

公益財団法人パブリックリソース財団内

「渡邊利三国際奨学基金」担当：黒木

メールアドレス：watanabe-scholarship@public.or.jp

以上